

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成 26 年 9 月 3 日（水） 8 : 39～ 9 : 03

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

エリック・セドラック 在日米国商工会議所理事

乗越 秀夫 外国法事務弁護士協会運営委員

#### <事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 外国弁護士の受入れ、共同事業推進

3 閉会

---

○藤原次長 それでは、続きまして、在日米国商工会議所、ACCJ からエリック・セドラック理事。それから、米国法事務弁護士協会運営委員の乗越秀夫様ほかの方々にお出でいただきまして、外国人弁護士の受入れというお話でプレゼンテーションをいただきます。

一応、議事録の都合上、日本語でという形にしておりますけれども、議事録、それから、資料は公開の扱いでよろしゅうございますでしょうか。あるいは、一部非公開という選択もございます。

○乗越運営委員 大丈夫です。

○藤原次長 では、公開の扱いとさせていただきます。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 朝早くからお越しくださいませ、どうもありがとうございました。

では、早速、御説明をお願いいたします。

○セドラック理事 ありがとうございます。ACCJ のセドラックと申します。現在、ACCJ の理事で、以前は 8 年間ぐらい法務委員会の役員（委員長・共同委員長）を務めておりました。また外弁協会では 3,4 年前から共同会長を務めております。

ACCJ は、アメリカの大企業や中小企業を中心に約 1000 社、約 3,000 人の会員から成り立っています。

法務委員会には、150 人ぐらいの会員がおり、その多くは、大手の法律事務所の外弁や日本の法律事務所で働いている弁護士、外弁などとなっています。

外弁協会の会員は、今、300 人以上で、外弁に関する環境整備の向上を主な目的に活動を行っておりますが、ACCJ は、色々なことをやっています。

○八田座長 ACCJ と外弁というのは、別な団体。

○セドラック理事 そうですね、別です。

○八田座長 そして、外弁の中には、日本人で入っている人もいるのですか。日本人で、アメリカで弁護士資格を取った人が入っているのですか。

○セドラック理事 はい。あと、乗越たちはイギリスの弁護士、外弁協会に所属する多くは、アメリカとイギリスの免許を持っている弁護士ですが、他にも色々ヨーロッパの国、フランス、ドイツ、スペイン、イタリア、あと、中国、インドなどの弁護士 20 人ぐらいが入っています。ほとんどは、アメリカとイギリスですけれども。

○乗越運営委員 それでは、私のほうから、二つのポイントについて御説明申し上げたいと思います。本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

まず、一つ目は、外弁登録のための資格についてでございます。

外国の弁護士は、日本で外弁登録をしない限り、日本で法律アドバイスをを行うことはできません。

外弁登録をするためには、外弁法と略称している法律がございますけれども、その条項のもとで、本国法について、3 年間の専門的な実務経験が必要ということにされております。

私の場合ですと、イギリスの資格でやっておりますので、イギリス法についての 3 年間の実務経験が必要ということにされております。

その 3 年のうち、2 年間は日本以外の国で実務経験を積むことが必要ということに現在のルールではなっております。

これは、現実には非常に大きな負担になっておりますし、また、日本のクライアントの方にとっても、あまりいいことではないというふうに、私どもは考えておまして、この 2 年間は、日本の外で実務経験を積みねばならないという要請を廃止していただいて、3 年間、どこであっても、英国法についてあるいは本国法についての実務経験を積み、登録を許していただけるという制度にしていただきたいというのが、私どものお願いでございます。

どういう問題かと申しますと、実際に、2 年間、例えば、東京で実務経験を積むという

ことは、クライアントのお仕事を実際にやるということでございますけれども、ある日、突然、実は私は外弁登録のために、これから1年間日本の外に出なければいけませんと、今まで、お手伝いしておりました案件については、別の者に引き継がなければなりませんということもございます。

それから、実際に、お金とかもそれなりにかかる作業になります。1年間どこかでアパートを見つけて、日本から離れて別の生活を新しく始めなければならないということになりますので、コストもかかります。

最も大きい問題といたしましては、そういう非常に厳しいと言いますか、やりにくい登録の条件がございますので、私どもにしてみれば、非常に優秀で、かつ日本でアドバイスをしていきたいという将来のあるイギリスあるいはアメリカ本国の法律家が、なかなかインセンティブとしては、来づらいつという状況になっているというふうにも考えております。

○八田座長 今、おっしゃった点は、日本人じゃなくて、外国人の弁護士が日本に来づらいつと。

○乗越運営委員 おっしゃるとおり。

○八田座長 それは、さっきのお話との関係では、どういうことになるのですか。

○乗越運営委員 一度日本に来て、日本で、例えば経験を積もうと、ここでキャリアを積んでいこうと思って日本に来て、途中で1回外に出ていかなければいけない。あるいは、最初からどこかで1年間、少なくとも2年間日本に来るのが遅れてしまうというのがございます。

○八田座長 弁護士資格を外国で取ったばかりの人を日本の事務所が雇うのが非常に難しい、その後、また外に行かなければいけないから、そういうことですか。

○乗越運営委員 おっしゃるとおりです。私どもは、資格を取ったすぐのものをすぐに外弁登録をさせていただきたいということは申しておりません。それは、日本の法律の問題として、一定の資質のある者しか認めないというのは、法律意義としてあり得ることだと思います。

ただ、日本にも経験を積んだ先輩の弁護士というのは大勢いるわけございまして、そのもとで実務経験を積むのと、例えば、香港に行ってイギリス法の経験を積むのと、どういう違いがあるのかと言われれば、私どもにとっては、その違いというのは全くなくて、むしろ日本で経験を積みながら、実務の3年の資格が発生するのを待つほうがよほど合理的であろうと考える次第でございます。それが、1点目でございます。

次に進めてよろしゅうございますでしょうか。

○八田座長 はい。

○乗越運営委員 2点目は、複数事務所の開設の問題でございます。

現在、弁護士も外弁も原則として複数の事務所を持つてはいけないということになっております。その例外としてありますのは、弁護士法人という組織をつくれれば、例えば、東京の弁護士法人であっても、大阪にもう一つ事務所をあげることはできるという建付けに

なっております。2000 年来からそういうことになっております。

私どもは、これまで外弁にも同じようなルールを適用してほしい。あるいは、さらに言えば、外弁と弁護士が、今、一緒にやっている共同事業という形態でも、同じように法人化を許していただけないかということをお願いしてまいりました。

これは、2009 年に外国弁護士制度研究会というのがございまして、その報告書が、総理大臣に提出されたときにも、外弁事務所、それから外弁と弁護士の共同事業の事務所が、弁護士法人を設立することができるようにすべきであるという指摘がございました。

それを受けて、法案が提出されて、今年の通常国会で通していただいたのですけれども、実は、その法案ではどういうことになっているかと申しますと、外弁は外弁だけで外弁法人というものをつくって、複数の箇所でも活動することは構わないということになっておりますけれども、外弁と弁護士の共同事業というものが、そのまま法人化することは認められていないという建付けになっております。

論理的に言えば、弁護士だけの弁護士法人というものと、外弁だけの外弁法人というものを別々につくって、その二つが共同事業という形態を組成するということが可能でございますけれども、現在のほとんどの外弁の活動の状況を見ていただきますと、弁護士との間で、共同事業というものを、実際既につくって、一つの事業体として一緒に活動しております。

そういう大多数の現状が、今の新しく通していただいた法律では、実際には、そのまま法人化できない。ひいては、複数の場所で活動ができないということになっております。

これは、現実の問題といたしましては、日本のクライアントの方は、最近、国際的に進出をしたいという方が非常に多くございますけれども、東京にそういう共同事業があるというのが、ほとんどでございまして、現実問題としては、需要は一番東京が多くございますので、例えば、大阪にいらっしゃるクライアントで、そういう海外進出をしたいと思われる方は、多くの場合、例えば、ミーティングのために東京に出張してきて、共同事業の弁護士、外弁とミーティングをしなければならない。あるいは逆に弁護士、外弁を大阪に呼んでミーティングをしなければならないという不便を被っておられるわけでございます。そういうクライアントの側の利便性を増すというためにも、法律をもう一つ変えていただきまして、共同事業というものが正面から法人化できるようにしていただければありがたいというのが、私どもの 2 点目の主張でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員、よろしいですか。

○原委員 今の 2 点目のほうなのですかけれども、外弁事務所というのは、現状では、基本的には東京だけですか。

○乗越運営委員 そんなことはございません。例えば、沖縄とか、あるいは秋田とかにも、確かあったと思いますけれども、1 人か 2 人で事務所をやっておられる方はおられます。

ただ、実際に、日本のクライアントの方がやられたような国際進出とか、そういう話で

ありますと、ほとんど、数は分かりませんが、おそらく9割以上は東京だと思います。

○原委員 実際上、何らかの形ですり抜けてと言ってはあれかもしれないですけども、別のところでなされるようなやり方というのはあるのですか。

○乗越運営委員 それはいいですね。それをやると違法になりますので、弁護士としては、違法と言われるのが一番嫌ですから、それはいいと思いますね。

○原委員 それは、二つ目のほうの問題については、なぜ、共同の事務所をつくってはいけないのかというのは、規制している側の説明というのは、どういう説明なのでしょう。

○乗越運営委員 そのこのところの御説明は、私どものほうには、はっきりといただいているわけではございません。

○セドリック理事 論理的な理由はなさそう。多くの外弁事務所は、大体個人がニューヨークの証券のフォーカスの法律事務所、大抵はもうちょっとあって、ビンガムとか、外国法共同事業で、もうちょっとフルサービスの感じの法律事務所、だから、どうしてか、あまり関係なく、乗越先生が言ったとおり、お客は、大阪も名古屋も、福岡、沖縄にもいますが、ほとんどのビジネスは東京で行われています。東京以外の町にも大きい会社はありますから、みんなそういう会社に対しクライアントサービスをするために、支店をつくりたい可能性があります。また、法人（クライアント）があっても、なくても、支店をつくりたい可能性はあります。

○藤原次長 事務局で少し調べたのですが、これは、2002年構造改革特区の創設当初から何回も提案が自治体からも出ていまして、それで、2009年に、まさにおっしゃっていただいた研究会を法務省でやりまして、その中で二つの案というのがあって、外国法事務弁護士のみの社員となって会社を設立する形と、それから、弁護士と外弁がともに社員になると、まさに、今、御要望の二つ目の法人制度というのを作ってほしいとあったのですが、おっしゃっていただいたように、この前、前通常国会でやっと法律改正が行われたのですが、そのうちの一つしか採用されなかったと。

二つ目については、一つの目の様子をよく見て、ということなので、多分論理的な御説明はなく、とりあえず、二つあったうちの一つを手当したというのが現状で、まだ、そういった意味の御要望が残っているという位置付けです。

これは、構造改革特区もそうですけれども、総合特区でも東京都から要望が出て、手つかずになっているためございまして、その意味では、長年解決されない話というふうにお考えいただければと思います。

○八田座長 今度の共同事業以外のものが法人化できるようになったというところの、その法律のきっかけはどこなのですか、こういう特区関係ではない。

○藤原次長 まさに、構造改革特区、総合特区での要望が一部は報われた形になっていません。

○八田座長 例えば、規制改革会議は何もやっていないのですか。

○藤原次長 随分議論しています。

○八田座長 分かりました。そうすると、先ほどの共同事業の法人化ということで、共同事業というのは、実際はプロジェクトとして行われているということですか、それとも、場所的にも一体でやっつけらっしゃるということですか。

○乗越運営委員 私の所属しておりますところは、まさに共同事業でございますけれども、同じフロアで、隣同士、弁護士と外弁が座っていて、電話番号から何から全て一緒になっております。

○八田座長 それで、会社としては別々。

○乗越運営委員 いや、会社としてと言いますか、組合なのですけれども、組合としては一つでございます。

○八田座長 では、組合という形になっている。

○乗越運営委員 はい。

○八田座長 これを法人化。

○乗越運営委員 そうですね。今は、組合のままでは、例えば、大阪にもう一つ事務所を設けることはできませんので、そのまま法人化させていただきたいということでございます。

○八田座長 分かりました。それから、この特区でやる場合に、例えば、東京の特区で、この法人化が認められると、そうすると、自動的に法的には大阪にも支店を持てるということになりますかね。

○乗越運営委員 そこは、ちょっと法的にどのように解釈されるのか、私ども、正直言って分かりません。もしかしたら、東京と大阪で両方認めなければならないというふうに解釈されるのかもしれないかもしれません。そこは、認めていただくとしても、ちょっと明確なガイドランスをいただきたいところでございます。

○原委員 少なくとも、東京、大阪、福岡の3か所だったら、自由にそれをできるようにしますよという、相当程度意味がありますか。

○乗越運営委員 それは、かなりクライアントの方の利便性は高まると思います。あとは、もちろん、大きいところで名古屋とか、そういうところも大きなクライアントがいらっしゃいます。あとは、京都とかも海外進出する企業と一緒にいらっしゃいますから、どこまで行けばいいのかという議論はありますけれども。

○原委員 大阪と言いましたけれども、今、特区は関西になっていますから、関西というふうに。

○八田座長 では、ほかに。

どうぞ。

○原委員 あと、1点目のほうの3年間、2年間のお話ございましたけれども、あれは規制する側からすると、おそらく懸念されているのは、日本人が外国へ行って資格を取ってきて、戻ってきて、3年間そのままやったら、というようなことを、そうすると、日本

の資格制度が無効化してしまうのではないかといったことを言われるのかなと思うのですが、そこはどうお考えですか。

○乗越運営委員 そうではないと思います。仮に日本人がアメリカに行って帰ってきて、アメリカ法と称して日本法のアドバイスをすることになれば、それは、全く違法な行為ですから、そういう不良外弁はどんどん懲戒していただいて構わないと思うのです。いただいております説明は、日本としては、それなりに質の高い法律サービスというものを求めるから、ちゃんと経験を積んできてと、そこは分かります。

その後で、2年間は外にいてというところが、私どもちょっと分からないというところでございます。

○原委員 そのホームカントリーのやっている限りであれば、別に物理的には、どこでやろうが、一時的にはどこでやろうが、3年間やればいいじゃないですかと。

○乗越運営委員 おっしゃるとおりです。

○八田座長 ということは、初期においては、日本で外国法に精通した方が少なかったし、それから、日本で扱うこともあまりなかったから、ある意味で、こういう外国に行けというのも理屈が立ったかもしれないけれども、今はもう全くそういう状況ではないと、そういうことも言えるわけですね。

○乗越運営委員 はい。そういう状況ではないと思いますし、特に大きい問題としては、日本語というのがあると思います。それで、外国の弁護士の人に日本語を使って日本人にアドバイスをしてもらうというのは、非常に日本人のクライアントの側からすれば助かることなのですけれども、例えば、言葉一つにしても、途中で一遍2年間抜けて、また言葉を忘れるとか、全くメリットというのが感じられない制度なものですから、そこをちょっと改正していただきたいと思ったところなのです。

○八田座長 どうぞ。

○藤原次長 過去の議論の中で、法務省サイドは、やはりいわゆる資質能力の保証が必要という一般論を主張しています。また、規制改革会議等が、資格取得はアメリカでは容易ではないかという意見を申し上げますと、法務省は、アメリカも職務経験要件があるじゃないかと、ニューヨークも3年だし、カリフォルニアも4年だというような相互主義を主張しているようです。この辺りが動かない理由のようですが、どういうふうにお考えでございましょうか。

○乗越運営委員 実は、私、去年の10月に規制改革会議の貿易投資ワーキンググループで、ちょっと御説明申し上げまして、そのときに委員の方から、むしろ言っていたのは、そういう相互主義とかというのを言っている場合ですかと、むしろ、日本の国民に対する利便性が規制改革によってよくなるかどうかということを考えるべきではないですかということをお願いしまして、それは、私どもも同じだと思います。

外国との相互主義をとるとしますと、全ての国について調べて、その国に応じて要件が変わるということに論理的にはなるわけで、それは、あまり合理的な解決ではないと考え

ておりますし、日本の弁護士、同じように私どもと並んで、日本人にアドバイスをされる日本の弁護士の方というのは、そういう実務経験要件は全くなくて、資格を取って、修習が終われば、すぐに1人でもアドバイスを始められるわけですね。

それで、私は、それがいいかどうかというのは、ここでは申し上げませんが、私どもはそれを求めているのではなくて、3年間は、誰かのもとで実務経験を積みますと、ただ、どこでやるというのは、あまり意味がないのではないですかということを申し上げております。

○八田座長 日本で活躍されている外弁の国籍で言うと、日本人は何割ぐらいですか。

○乗越運営委員 ちょっと分かりませんが、感じで言いますと、10%にも満たないのではないかという気がします。

○八田座長 日本人は10%にも満たない。そうですか。

○乗越運営委員 もちろん、弁護士の方で、ニューヨークに行って、ニューヨークの資格を取られる方がいらっしゃいますけれども、そういう方はいっぱいいらっしゃいますけれども、外弁としてやっておるのは、日本人ですと、イギリスですと、私と、あと数人ですし、アメリカの人もそんなに多くはないと思います。

○藤原次長 そのあたりは、後でまた法務省も来ますので、そのときに統計が出ると思います。

○八田座長 では、他にないですか。

どうも本当にありがとうございました。